

2022年4月21日
全国港湾 21 発第 96 号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏 木 公 廣



公文第 91 号 (4 月 14 日付) に基づく実力行使の延期の指示について

4 月 21 日(木)に開催された第 6 回中央港湾団交においての日港協の回答は、産別制度課題の要求については、大筋合意点が見いだせる内容と中央闘争委員会は判断した。

しかしながら、今春闘大きな柱と位置付けた大幅賃上げを目指す各個別賃上げが、具体化されていないことを考慮し、これを産別として押し上げ、検討していくために第 6 回中央団交を長期休会とした。そのために、全国港湾公文第 91 号で指示した 4 月 24 日(日)始業時より、翌日の始業時までの 24 時間ストライキを 5 月 22 日(日)に延期することを確認した。

については、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会確認に基づき、下記の取り組みを進めるよう指示する。

記

1. 公文第 91 号に基づく実力行動[4 月 24 日(日)始業時より、翌日の始業時までの 24 時間のストライキ]について延期し、5 月 22 日(日)に実施する。各単組・地区港湾は、スト延期と 5 月 22 日(日)の行動についての体制準備など内部周知を徹底されたい。
2. 各単組の賃上げ交渉について、引き続き奮闘されることを期待する。同時に各単組・地区港湾は、個別賃上げに注視し、相互支援されたい。

以 上

<添付> 公文第 95 号 実力行使の延期について